

# 味の素グループ共済会

あなたが描く確かな未来を支援する  
味の素グループの福利厚生ネットワーク  
～豊かな心と健やかな体で安心して働ける日々～

## 傷病休業補償・介護休業補償 任意加入補償制度

— GLTD制度 —

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

### GLTD制度とは？

万が一病気やケガにより働けなくなった場合に、**収入の一部を最長満65歳の誕生日まで補償**する新しい福利厚生制度です。

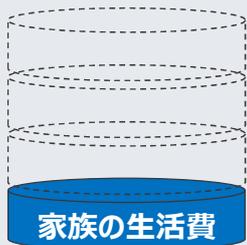
本制度は、私傷病による休業期間中、会社からの給与支給がなくなった後もみなさまの生活がダメージを受けることなく、**“療養に専念できる環境を創り出し早期の就労復帰を支援すること”**を目的としています。

### もしも、突然の病気やケガで働けなくなったら…

#### 就業障害になった場合の経済的負担イメージ

■ 世帯主が死亡した場合

■ 世帯主が死亡せず  
就業障害となった場合



➡ 長期療養時に、医療保険で治療費はカバーできても**生活費や住宅ローンの支払の負担は続きます。**



\* 2人以上、持家ありの世帯の場合

\* 住宅ローンがあった場合、団体信用生命保険に加入していれば、死亡保険により完済することが可能。

**申込締切日** 2025年8月6日(水)まで

**保険期間**

2025年10月1日午後4時～2026年10月1日午後4時

**お手続き方法** web申込サイト上で  
お手続きください

**保険料払込方法** 2025年12月給与から毎月引き去り

**お申込手続きは年に1回の募集期間のみです**

●お問い合わせはGLTD保険専門のアドバンテッジリスクマネジメントへご連絡ください

(株)アドバンテッジリスクマネジメント **0120-921-387** (営業時間 平日10:00～16:00)

実際にご加入いただく場合の保険料につきましては、お申込みページをご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては、代理店にお問い合わせください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。）、性別によって異なります。

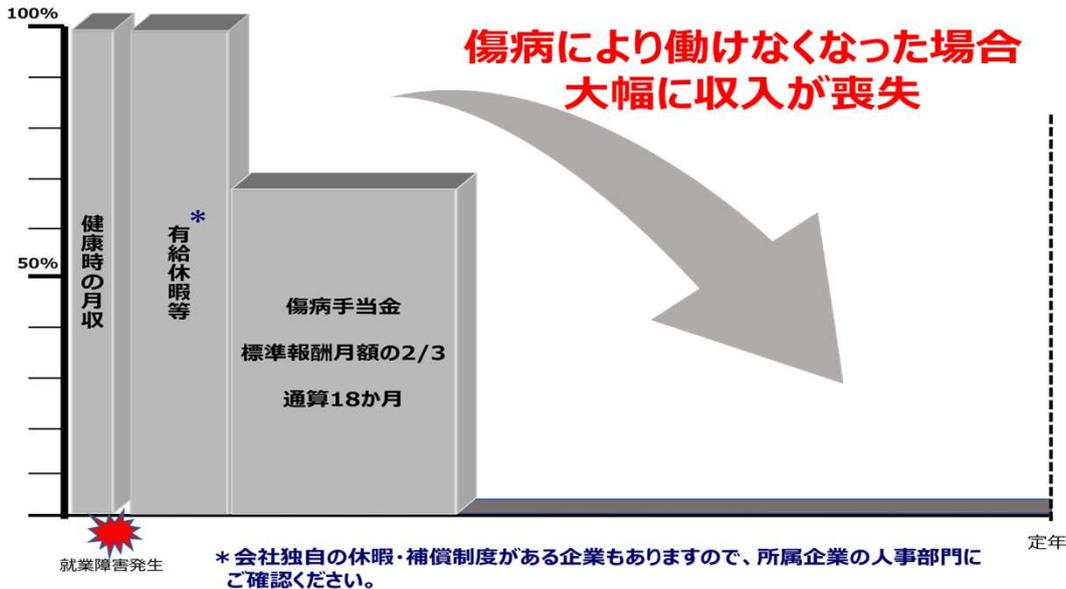
※被保険者（保険の対象となる方）数が一定数を下まわった場合は次年度以降保険料の引き上げ等の変更があります。

＜ご注意＞

現在ご加入の方につきましては、上記の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

# 一般的な休業補償制度

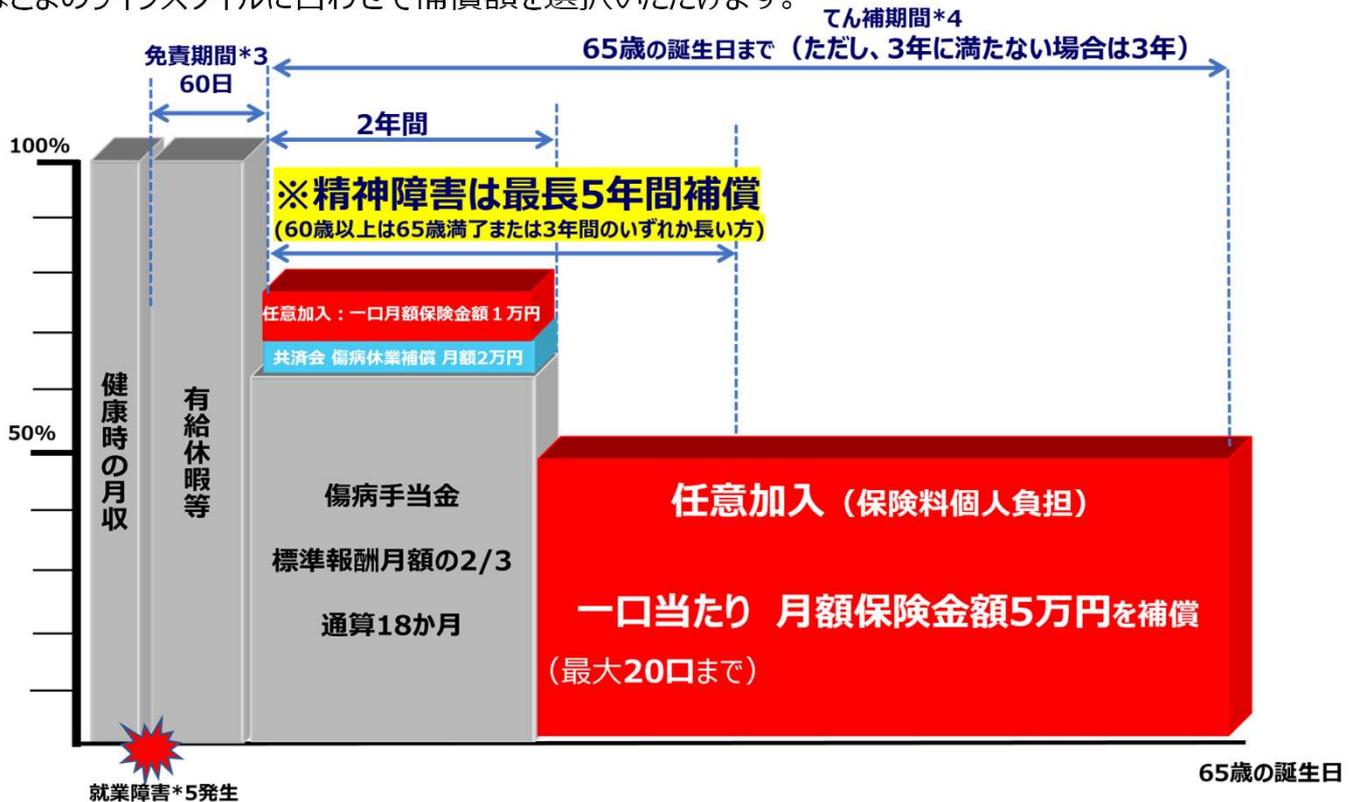
長期間にわたり働けなくなってしまうと、収入が大きく減少し、生活を維持することが困難です。



## 補償イメージ

病気やケガで働けない状態が60日を超えた場合に補償が開始し、働けない状態が続く限り、最長満65歳の誕生日まで(年齢によって、3年に満たない場合は3年間)補償が継続します。所定の精神障害についても最長5年間(60歳以上は65歳満了または3年間のいずれか長い方)補償されます。

みなさまのライフスタイルに合わせて補償額を選択いただけます。



※ 上記の図は制度を分かり易くするために簡略化したもので、障害年金等が支払われない場合、かつ所得喪失率は100%の場合を明示したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。

※ 会社独自の休暇・補償制度がある企業もありますので、所属企業の人事部門にご確認ください。

※ 月額保険金額は平均月間所得額\*1の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

\*1 直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得\*2の平均月額をいいます。平均月間所得額\*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

\*2 「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

\*3 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*4 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

\*5 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

基本プラン、介護特約付きプランのいずれか一方を選んでご加入ください。

## 月額保険料表

※ 1口（月額保険金額5万円\*）あたり

\*お支払い開始から2年間は1万円

男性		年齢 (歳) <small>(2025年10月1日時点 の満年齢)</small>	女性	
基本プラン (円)	介護特約付プラン (円)		基本プラン (円)	介護特約付プラン (円)
400	410	15-24	270	280
450	460	25-29	370	380
520	530	30-34	510	520
660	690	35-39	760	790
930	990	40-44	1,170	1,230
1,310	1,430	45-49	1,610	1,730
1,580	1,810	50-54	1,820	2,050
1,590	1,980	55-59	1,630	2,020
880	1,490	60-64	810	1,420

※ 介護特約付プランとは、基本プランに「介護と仕事の両立支援特約」を付帯したプランです。家族の介護に伴う収入の減少を個人負担で補償することが可能です。詳しくは「介護と仕事の両立支援特約用パンフレット」をご参照いただき、是非ご検討ください。

## 保険金受取例

### CASE 1 44歳 男性

● 脳梗塞にて65才まで働けなかった場合（免責期間60日）  
加入口数：4口/月額保険料：3,720円（基本プランに加入）

月額**4万円**補償 × 2年間 + 月額**20万円**補償 × 約18年間  
= 約**4,400万円**（任意加入分のみ）

### CASE 2 55歳 女性

● 親の介護で1年間介護休職した場合（免責期間60日）  
加入口数：2口/月額保険料：4,040円（介護特約付プランに加入）

月額**10万円**補償 × 9か月間 = 約**90万円**（任意加入分のみ）

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

## 制度の特長

味の素グループ共済会 会員が対象

最長満65歳の誕生日までの長期補償  
(てん補期間が3年に満たない場合は3年間)

団体割引25%適用で保険料が割安

所定の精神障害についても補償(てん補期間5年間)  
(60歳以上の方は65歳満了または3年間のいずれか長い方)

受取保険金は全額非課税  
(2025年4月現在)

保険料は介護医療保険料控除の対象  
(2025年4月現在)

# 介護のこと 悩んでいませんか？



**介護により働けない時の収入補償制度があります！**

## 介護と仕事の両立支援特約

家族\*1の介護に伴う収入\*2の減少を個人負担で補償することが可能です。  
任意加入制度となっており、皆様のライフプランに合わせて補償額を選択することができます。

### 【補償内容】

- ◆免責期間：93日
- ◆てん補期間：9か月（補償期間）
- ◆補償金額(月額)：一口5万円（最大20口）



- \* 1：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める対象家族、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づき介護による休業または就業制限の取得対象とすることが認められている方を指します。
- \* 2：収入とは、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものを指します。

### ▲ 注意点 ▲

1. 以下の両方に該当する方は本特約にご加入いただけません。
  - ・入社1年未満の方
  - ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められていない方（介護休業取得から9ヶ月以内に雇用契約がなくなることが明らかな方等）
  - ・上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められていない方
2. 現在任意加入保険に加入されている方でも、介護プランを選択いただくことで付帯可能です（自動付帯ではありません）。

**本特約のみを追加する際、告知は一切不要です！** \*3  
**任意加入済の方も本特約については是非ご検討ください。**  
**お手続きは年に1回の募集期間のみ！**

\* 3：お支払いするケースについては、補償の概要等を必ずご確認ください。

詳細は裏面をご確認ください。

# もしも、突然の介護で働けなくなったら…

介護に伴う完全休業の際は、雇用保険から介護休業給付金として休業開始時賃金日額の67%が最長通算93日間支払われます。

時短勤務等の完全休業でない場合は収入喪失分の補償がありません。

## 補償イメージ

本特約を付帯することで介護休業取得時に減少する収入をカバーすることが可能です。介護に伴う完全休業に加え、**残業制限や時間短縮勤務等による収入減少時\*4も差額分について補償を受けることができます。**

\*4：所得喪失率が20%超の場合



\*1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

注：上記は本特約の内容を分かりやすくするためのイメージです（所得喪失率100%）

## 特長

味の素グループ共済会 会員が対象

介護による収入減少を補償

団体割引25%適用で保険料が割安

ライフプランに合わせて一口5万円/月から加入可

受取保険金は全額非課税  
(2025年4月現在)

保険料は介護医療保険料控除の対象  
(2025年4月現在)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

●お問い合わせはGLTD保険専門のアドバンテッジリスクマネジメントへご連絡ください

(株)アドバンテッジリスクマネジメント



0120-921-387

平日(月～金) 10:00～16:00まで

取扱代理店

(幹事) 株式会社味の素コミュニケーションズ

(非幹事) 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒G Tタワー9階

TEL 0120-921-387 (営業時間 平日10:00～16:00)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課：(担当課)マーケット戦略部・地域連携室

〒100-8050 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー31階 TEL 03-6704-5488

2025年4月作成 25T-000308

# Q&A お問い合わせ前にご確認ください。

## 制度内容に関するご質問

### Q1 「味の素グループ共済会 傷病休業補償・介護休業補償 任意加入補償制度」に加入するメリットは何ですか？

**A** 本制度は共済会がベースの補償を提供しており、保険料に団体割引が適用されています。また、介護休業補償を追加することで、補償範囲をより広げることができます。

### Q2 他の保険(生命保険、医療保険、傷害保険)とどこが違うのですか？

**A** 死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は120日～180日程度と短期間になっています。団体長期障害所得補償は、病気やケガで働けなくなった時に日常生活を維持していくための収入の一部を補償するものです。

## 保険金に関するご質問

### Q3 いつまで保険金を受け取れますか？

**A** 最長満65歳の誕生日(3年に満たない場合は最長3年)まで受け取ることができます。所定の精神障害については、免責期間終了後、最長5年間(60歳以上の方は65歳満了または3年間のいずれか長い方)を限度に保険金をお受け取りいただけます。介護休業時のてん補期間は最長9か月間です。

### Q4 休業期間内において支払われる保険金は、どのような計算方法で支払われますか？

**A** 原則として、保険金は1ヶ月単位で支払われますが、休業期間内において1ヶ月に満たない月については、一か月を30日として日割計算で支払われます。保険金額は所定の計算方法にて算出されます。所得喪失率によっては満額支給とならない場合もございます。保険金額の算出方法は「補償の概要等」にてご確認ください。

### Q5 いわゆる「リハビリ入社」等の期間は、保険金が支払われる休業期間に該当しますか？

**A** 休業期間にいわゆる「リハビリ入社」が含まれるか否かは、各社の会社制度に基づき、保険会社が審査の上決定します。

## 保険料に関するご質問

### Q6 保険料は掛け捨てですか？また、加入後保険料は変わりますか？

**A** 保険料は掛け捨てとなります。なお、保険期間(1年間)内での保険料変更はありません。性別・年齢・ご加入される口数に応じた保険料となっており、更改時(毎年10月1日)の年齢群に応じて変更になります。各年齢群保険料は、パンフレット内保険料表をご確認ください。

### Q7 払込保険料は税金控除の対象となりますか？

**A** はい。生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となります。他の介護医療保険料と合算して、所得税について年間最高40,000円が、住民税について年間最高28,000円が課税対象額から控除されます。(2025年4月現在)なお、この取扱いは今後の税制改定によっては変更となる場合があります。

## お手続きに関するご質問

### Q8 住所を変更した場合はどうすればよいですか？

**A** 住所変更お手続きは、保険代理店 味の素コミュニケーションズ保険部 (<https://insurance.a-town.jp/form7>) へご連絡お願い致します。

### Q9 任意加入補償制度の解約は、いつでも行うことができますか？

**A** ①解約について  
期中でのお手続きも可能です。  
②介護特約付プラン変更  
補償の加重となりますので、期中でのご変更は不可となります。

お手続きをご希望の方は、保険代理店 味の素コミュニケーションズ保険部 (<https://insurance.a-town.jp/form2>) へご連絡ください。

●お問い合わせ先 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント



0120-921-387

平日(月～金) 10:00～16:00まで

# 団体長期障害所得補償 補償のあらまし

保険期間：1年

- 加入資格：味の素グループ共済会会員で、2025年10月1日現在で満65歳未満の正常に勤務されている方。
  - 保険期間：2025年10月1日午後4時より2026年10月1日午後4時まで1年間
  - てん補期間(\*1)：満65歳の誕生日まで（年齢によって、てん補期間が3年に満たない場合は3年間）
  - 支払基礎所得額(月額保険金額)：てん補期間開始後の2年間は一口1万円、その後は一口5万円（20口限度）
  - 約定給付率：100%
  - 免責期間(\*2)：60日
  - 特約：認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））：てん補期間5年間（60歳以上の方は65歳満了または3年間のいずれか長い方）
- (\*1)「てん補期間」とは：免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間をいい、保険金をお支払いする期間はこの期間をもって限度とします。  
 (\*2)「免責期間」とは：継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間（60日）をいい、就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。

## ■団体総合生活保険 補償の概要等

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください)。

### 【団体長期障害所得補償（GLTD\*1）定額型】

**病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。**

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

\*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合                      ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"><b>支払保険金 = 支払基礎所得額*3 × 所得喪失率*4 × 約定給付率（100%）</b></p> <p>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。                      ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。                      ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。                      *2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。                      *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。                      *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"><b>所得喪失率 = 1 - <math>\frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}</math></b></p> <p>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。                      *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。                      *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。                      *8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。                      *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害                      ・保険の対象となる方の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた病気やケガによる就業障害                      ・保険金の受取人の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分）                      ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害                      ・<b>無免許運転や酒気帯び運転</b>をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害                      ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害                      ・妊娠または出産による就業障害                      ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害                      ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D））」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払対象となります。）                      ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害                      ・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害                      ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の日直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。                      *2 初年度契約の保険始期の日直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期の日から1年を経過した後開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。                      *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（就業障害の定義：定義C）。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること                      ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること                      ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</p> <p>*1 免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。                      *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業、テレワーク等）も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること                      ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること                      ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。                      *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。                      *3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。</p>

# 【介護特約用補償の概要等 定額型】

- 保険期間：2025年10月1日午後4時より2026年10月1日午後4時まで1年間
- てん補期間：最長9か月
- 免責期間：93日
- 支払基礎所得額(月額保険金額)：一口当たり月額5万円
- 約定給付率：100%

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護と仕事の両立支援特約(定額型)	<p>要介護状態となった介護対象者*1の介護のために保険期間中に就業障害となり、その期間が通算して免責期間*2を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間*3 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p>ただし、支払基礎所得額*4が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を支払基礎所得額*4としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p style="text-align: center;">支払保険金 = 支払基礎所得額*4 × 所得喪失率*5 × 約定給付率 (100%)</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方の親族のうち、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、育児・介護休業法)に定める対象家族、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づき介護による休業*7または就業制限*8の取得対象とすることが認められている方をいいます。</p> <p>*2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*3 「てん補期間*9内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)。ただし、保険の対象となる方が離職*10した場合における離職後の期間は含まれません。</p> <p>*4 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*5 介護による休業または就業制限により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*2が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*11}}{\text{免責期間*2が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*12の額}}</math> </div> <p>ただし、所得*12の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響あった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*12の平均月額をいいます。</p> <p>*7 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する休業をいいます。</p> <p>*8 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する就業上の措置をいいます。</p> <p>*9 同一の介護対象者の介護による就業障害*13に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*2終了日の翌日からの期間)のことをいいます。</p> <p>*10 勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。</p> <p>*11 免責期間*2開始以降に業務に復帰して得た所得*12の額をいい、免責期間*2の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*12 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*13 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった介護対象者の介護のために再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害</p> <p>・保険の対象となる方および介護対象者の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態を原因とする就業障害</p> <p>・介護対象者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた要介護状態を原因とする就業障害</p> <p>・介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害</p> <p>・介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害</p> <p>・介護対象者がむちうち症や腰痛等で医学的他覚所見のない要介護状態を原因とする就業障害</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害*1</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害についても、初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。</p>

※介護と仕事の両立支援特約における「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>保険の対象となる方が以下のいずれかに該当する状態。</p> <p>①介護による休業*2をしていること。</p> <p>②就業制限*3により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*2」をご確認ください。</p> <p>*2 介護による休業については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*7」をご確認ください。</p> <p>*3 就業制限については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*8」をご確認ください。</p>	<p>左記の「免責期間中」の就業障害に該当し、かつ所得喪失率*2が20%超*3である状態。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*9」をご確認ください。</p> <p>*2 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*5」をご確認ください。</p> <p>*3 就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

この保険は、一般社団法人味の素グループ共済会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人味の素グループ共済会が有します。